



# 山形県公報

平成18年10月20日(金)  
第1786号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                     |                      |      |
|-------------------------------------|----------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                 | (最上総合支庁福祉課) ...      | 1356 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....               | (同) ...              | 同    |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....    | (同) ...              | 同    |
| 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....  | (経営安定対策課) ...        | 同    |
| 国土調査の成果の認証.....                     | (農村計画課) ...          | 1357 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....                  | (置賜総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                 | (庄内総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                 | (同) ...              | 1358 |
| 土地改良区連合の役員の退任の届出.....               | (同) ...              | 同    |
| 土地改良区連合の役員の就任の届出.....               | (同) ...              | 1359 |
| 山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (森林課) ...            | 同    |
| 公共測量の実施の通知.....                     | (管理課) ...            | 1361 |
| 道路の区域の変更.....                       | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... | 同    |
| 同.....                              | (同) ...              | 1362 |
| 県道の供用の開始.....                       | (同) ...              | 同    |
| 同.....                              | (同) ...              | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                     | (最上総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 道路の区域の変更.....                       | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 1363 |
| 一般国道の供用の開始.....                     | (同) ...              | 同    |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....               | (出納局) ...            | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|                                                   |   |
|---------------------------------------------------|---|
| 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... | 同 |
|---------------------------------------------------|---|

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ... | 1364 |
| 同.....                    | (置賜総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                    | (庄内総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (同) ...           | 1365 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....        | (商業経済交流課) ...     | 同    |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....        | (同) ...           | 1366 |
| 一般競争入札の公告.....            | (村山総合支庁建設総務課) ... | 1369 |

## 告 示

## 山形県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|
| 特定非営利活動法人ドリーム<br>・ポイント<br>新庄市住吉町3番5号 | 短期入所生活介護施設ネスト・ステイ<br>新庄市住吉町3番3号 | 短期入所生活介護      | 平成18.10.6 |
| 特定非営利活動法人ドリーム<br>・ポイント<br>新庄市住吉町3番5号 | デイサービスセンターネスト・ステイ<br>新庄市住吉町3番3号 | 通所介護          | 同         |

## 山形県告示第953号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                     | 介護予防サービスの<br>種類  | 指定年月日     |
|--------------------------------------|---------------------------------|------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人ドリーム<br>・ポイント<br>新庄市住吉町3番5号 | 短期入所生活介護施設ネスト・ステイ<br>新庄市住吉町3番3号 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 平成18.10.6 |
| 特定非営利活動法人ドリーム<br>・ポイント<br>新庄市住吉町3番5号 | デイサービスセンターネスト・デイ<br>新庄市住吉町3番3号  | 介護予防通所介護         | 同         |

## 山形県告示第954号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                          | 障 害 福 祉<br>サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------|-----------|
| 有限会社ふれあい鮭川<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の<br>5 | ふれあい鮭川指定居宅介護事業所<br>最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 居 宅 介 護            | 平成18.10.3 |

## 山形県告示第955号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程  
山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年8月18日から適用する。
- 2 平成18年8月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第956号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
南 陽 市
- 2 調査を行った期間  
平成16年5月6日から平成18年3月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
南陽市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
高梨、萩生田、宮崎及び坂井の各一部
- 5 認証年月日  
平成18年10月16日

山形県告示第957号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営原虚空蔵地区土地改良（ため池等整備（老朽ため池））事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営原虚空蔵地区土地改良（ため池等整備（老朽ため池））事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
白鷹町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年10月23日から同年11月21日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第958号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 丸 山 光 平 | 鶴岡市羽黒町荒川字西田157番地 |
| 同        | 岡 部 初 幸 | 同 後田字東134番地の1    |
| 同        | 今 井 善 一 | 同 荒川字水沢127番地     |

|     |           |   |              |
|-----|-----------|---|--------------|
| 同   | 丸 山 幸 一 郎 | 同 | 字西田87番地      |
| 同   | 小 南 勇 一   | 同 | 上野新田字中台 4 番地 |
| 同   | 阿 部 清     | 同 | 仙道字聖宮 7 番地   |
| 監 事 | 丸 山 治 吉   | 同 | 野田字白山39番地    |
| 同   | 今 井 眞 一   | 同 | 川代字向山310番地   |
| 同   | 岡 部 正 夫   | 同 | 荒川字上ノ山 2 番地  |

山形県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今野川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 丸 山 光 平 | 鶴岡市羽黒町荒川字西田157番地 |
| 同        | 今 井 善 一 | 同 字水沢127番地       |
| 同        | 小 南 勇 一 | 同 上野新田字中台 4 番地   |
| 同        | 阿 部 清   | 同 仙道字聖宮 7 番地     |
| 同        | 丸 山 幸 一 | 同 荒川字西田72番地      |
| 同        | 榎 本 義 郎 | 同 後田字東93番地       |
| 監 事      | 今 井 眞 一 | 同 川代字向山310番地     |
| 同        | 丸 山 治 吉 | 同 野田字白山39番地      |
| 同        | 岡 部 正 昭 | 同 荒川字宮東81番地      |

山形県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人赤川土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 五 十 嵐 昇 | 鶴岡市板井川字片荳112番地 |

|     |         |                      |
|-----|---------|----------------------|
| 同   | 清 和 亮 次 | 東田川郡三川町大字助川字北畑232番地  |
| 同   | 五 十 嵐 繁 | 鶴岡市松根字中松根61番地        |
| 同   | 富 樫 達 喜 | 同 三和字本田前25番地         |
| 同   | 松 浦 茂   | 同 小淀川丙15番地           |
| 監 事 | 三 浦 顕 一 | 東田川郡三川町大字押切新田字豊秋47番地 |
| 同   | 白 幡 秀 松 | 鶴岡市清水新田甲31番地         |

山形県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人赤川土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所                  |
|----------|---------|----------------------|
| 監 事      | 三 浦 顕 一 | 東田川郡三川町大字押切新田字豊秋47番地 |
| 同        | 白 幡 秀 松 | 鶴岡市清水新田甲31番地         |

山形県告示第962号

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（昭和40年8月県告示第772号）の一部を次のように改正する。

|     |               |                                                               |                                                                |               |   |
|-----|---------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|---|
| 別表中 | 松林保全体制整備強化    | 自主的な松くい虫の防除を推進し、松林の保全体制の整備を図るための組織の育成、イベント等の開催及び管理道の整備        | 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費及び事業雑費           | $\frac{3}{4}$ | を |
|     | 松林保全自衛体制整備モデル | 住民団体や防除関係者等への技術研修、安全指導、防除計画策定、被害木処理、被害木処理の委託、樹幹注入剤の施用、林内環境改善等 | 薬剤費、資材費、機器・器具賃借料等、謝金、委託料及び事業雑費                                 | $\frac{3}{4}$ |   |
|     | 防除手法多様化実証     | 無人ヘリコプターによる実証事業及びマイクロカプセル剤による実証事業                             | 薬剤費、薬剤散布費、賃金、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、原材料費、機械器具費、使用料、賃借料及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ |   |

|            |                                                         |                                                      |               |
|------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------|
| 松林保全体制整備強化 | 自主的な松くい虫の防除を推進し、松林の保全体制の整備を図るための組織の育成、イベント等の開催及び管理道等の整備 | 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ |
|------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------|

に、

|              |                                                                                                 |                                                                       |               |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 松くい虫地上散布     | 松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について地上から行う薬剤の散布                                                          | 同 上                                                                   | $\frac{3}{4}$ |
| 松くい虫伐倒（1種）駆除 | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却 | 薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費                             | $\frac{3}{4}$ |
| 松くい虫伐倒（2種）駆除 | 伐倒（1種）駆除の対象となる樹木で、かつ、備考第1項に規定する対象基準に適合する樹木に対する同上の駆除の措置                                          | 薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額 | $\frac{3}{4}$ |

を

|          |                                        |     |               |
|----------|----------------------------------------|-----|---------------|
| 松くい虫地上散布 | 松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について地上から行う薬剤の散布 | 同 上 | $\frac{3}{4}$ |
|----------|----------------------------------------|-----|---------------|

に、

|             |                                                                  |                                       |               |
|-------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|
| 松くい虫枯損幼齡木駆除 | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている幼齡小径木の伐倒及び当該小径木に対する薬剤の散布、又は当該小径木の伐倒及び焼却 | 伐倒費、薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又は伐倒費、集積・焼却費及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ |
|-------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|

を

|                  |                                                                  |                                                                |               |
|------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------|
| 松くい虫枯損幼齡木駆除      | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている幼齡小径木の伐倒及び当該小径木に対する薬剤の散布、又は当該小径木の伐倒及び焼却 | 伐倒費、薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費又は伐倒費、集積・焼却費及び事業雑費                          | $\frac{3}{4}$ |
| 地上散布（無人ヘリコプター散布） | 松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について無人ヘリコプターを利用して行う薬剤の散布                  | 薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費                                                | $\frac{3}{4}$ |
| 防除手法多様化実証        | 無人ヘリコプターによる実証事業及びマイクロカプセル剤による実証事業                                | 薬剤費、薬剤散布費、賃金、旅費、報償費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、原材料費、機械器具費、使用料、賃借料及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ |

に改め、

|      |                                      |                 |               |
|------|--------------------------------------|-----------------|---------------|
| 樹幹注入 | 松くい虫が運ぶ線虫類による枯死の予防のために行う松の生立木への薬剤の注入 | 薬剤費、薬剤注入費及び事業雑費 | $\frac{3}{4}$ |
|------|--------------------------------------|-----------------|---------------|

同表の備考1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同備考第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記様式第1号中「松林保全体制整備事業」を「森林づくり交付金事業（松林保全体制整備強化）」に、「松くい虫防除事業、政令指定病害虫等防除事業、松林健全化促進事業及び防除手法多様化実証事業」を「森林づくり交付金事業（松林健全化促進）、被害拡大地域対策事業、環境に配慮した松林保全対策事業、政令指定病害虫等防除事業」に改める。

別記様式第2号中「松林保全体制整備事業」を「森林づくり交付金事業（松林保全体制整備強化）」に、「松くい虫防除事業、政令指定病害虫等防除事業、松林健全化促進事業及び防除手法多様化実証事業」を「森林づくり交付金事業（松林健全化促進）、被害拡大地域対策事業、環境に配慮した松林保全対策事業、政令指定病害虫等防除事業」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県森林病害虫等防除事業補助金交付規程の規定は、平成18年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第963号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
荒川水系流域内（長井市、小国町、飯豊町）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成18年9月22日から平成19年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（荒川水系空中写真測量作業）

山形県告示第964号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 岩根沢綱取線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長    |
|---------------------------------------|------|-----------------|--------|
| 西村山郡西川町大字岩根沢字上ノ平475番9から<br>同 475番24まで | 旧    | 21.0メートル<br>9.0 | 48メートル |
| 同 上                                   | 新    | 31.4メートル<br>8.5 | 同 上    |

山形県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡河北町谷地字東600番1から<br>同 632番3まで | 旧    | 17.2メートル<br>と<br>11.5 | メートル<br>408 |
| 同 上                             | 新    | 19.8メートル<br>と<br>14.2 | 同 上         |

山形県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 岩根沢綱取線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字岩根沢字上ノ平475番9から  
同 475番24まで
- 3 供用開始の期日 平成18年10月20日

山形県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字東600番1から  
同 632番3まで
- 3 供用開始の期日 平成18年10月20日

山形県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字ウト山2583番から  
同 字平ノ下1452番5まで
- 3 供用開始の期日 平成18年10月30日



## 山形県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 酒田市市条字水上52番4から<br>同 80番まで | 旧    | 25.0メートル<br>と<br>17.0 | メートル<br>120 |
| 同 上                       | 新    | 29.0メートル<br>と<br>18.2 | 同 上         |

## 山形県告示第970号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月20日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市市条字水上52番4から  
同 80番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年10月20日

## 山形県告示第971号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名称及び代表者氏名                      | 所 在 地             | 売りさばき所の所在地 | 廃 止 年 月 日  |
|--------------------------------|-------------------|------------|------------|
| 株式会社尾花沢自動車<br>学校<br>代表取締役 岡田 誠 | 尾花沢市大字尾花沢4966番地の2 | 同 左        | 平成18.10.20 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第121号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年10月20日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 3 身体障害者更生援護施設の項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年9月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 ひなぎくアルファ -
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 義人
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市十日町三丁目3番14号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、作業を提供し、自立更正及び社会参加の促進を支援し、地域生活が円滑にできるよう、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年10月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 赤とんぼ
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 稔
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市通町二丁目11番28号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障害を持つ人達が、社会参加への意識を持って充実した規律ある生活を送れるための手助けとして作業の場を提供し、それぞれの障害の程度や特性に応じた作業支援や生活支援を行い、社会性、協調性、自立心等を身につけ、社会適応の向上や社会的自立を図り福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 美しい庄内

## (2) 代表者の氏名

後藤 孝司

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市浜松町3番63号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、山形県の鳥海山麓や庄内地域及び海岸沿線（港湾、漁港及び飛島を含む）において、自然環境保全とより良い景観や住みよい「まち」づくりの推進に関する事業を行い、優れた豊かな自然と共生する生活環境の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成18年10月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名 称

特定非営利活動法人 みらいず

## (2) 代表者の氏名

進藤 進

## (3) 主たる事務所の所在地

酒田市下安町3番地の5

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもつ人や、誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前に行うことができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに長井市役所において平成19年2月20日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド山形長井店

長井市館町南4036 - 1

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

代表取締役 山田 昇

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

代表取締役 山田 昇

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年5月30日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,658平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 83台

(2) 駐輪場の収容台数 45台

(3) 荷さばき施設の面積 166平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 100立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで

8 届出年月日  
平成18年9月29日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年2月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成19年2月20日まで縦覧に供する。

平成18年10月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
NANA-BEANS  
山形市七日町二丁目7番10号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社東邦エンタープライズ 神奈川県川崎市川崎区東田町3番地1  
代表取締役 横田 隆義  
山形ナショナル電機株式会社 山形市平清水一丁目1番75号  
代表取締役 清野 伸昭  
株式会社尚美堂 山形市緑町二丁目11番18号  
代表取締役 逸見 啓  
鈴木 瑞旺 山形市七日町二丁目172番3号  
中村謙太郎 山形市南原町二丁目1番6号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 氏名又は名称       | 住 所             | 代表者の氏名  |
|--------------|-----------------|---------|
| 鈴木 瑞 旺       | 山形市七日町二丁目172番3号 |         |
| 株式会社 尚 美 堂   | 山形市緑町二丁目11番18号  | 逸 見 啓   |
| 株式会社 エーアンドシー | 山形市西田五丁目26番1号   | 高 橋 国 夫 |

|                            |                                           |           |
|----------------------------|-------------------------------------------|-----------|
| 鈴木 貴 路                     | 山形市七日町二丁目 7 番15号                          |           |
| 株式会社 エイチ・オー                | 山形市小白川町五丁目25番45号                          | 伊 藤 豊 信   |
| 有限会社 センチュリー                | 宮城県多賀城市伝上山一丁目 5 番28号204                   | 山 田 徳 雄   |
| 株式会社 タ キ タ                 | 山形市桜田西四丁目 5 番 7 号                         | 滝 田 博     |
| 株式会社 麦 の 穂                 | 大阪府大阪市北区天神橋二丁目 2 番10号                     | 廣 田 雄 二   |
| 有限会社 キャラウェイ                | 山形市双月町一丁目 3 番地67号                         | 荒 木 貞 一   |
| ゼキ ヒ シ ャ ン                 | 山形市旅籠町一丁目 2 番21号メゾンフクシマ207号               |           |
| 有限会社 エロイク                  | 山形市香澄町三丁目 8 番38号ターミナルプラザ301号              | 吉 村 ひ と み |
| 株式会社 テーピス                  | 東京都中央区日本橋浜町二丁目21番 7 号                     | 竹 村 正 徳   |
| 特定非営利活動法人山形県<br>デザインネットワーク | 山形市七日町二丁目 7 番10号                          | 大 山 勝 太 郎 |
| 水 野 株 式 会 社                | 東京都台東区寿三丁目19番 2 号                         | 水 野 昌 一   |
| 冨 塚 育 夫                    | 山形市七日町四丁目 5 番14号                          |           |
| 株式会社 アトリエ瑠衣都               | 山形市七日町二丁目 3 番 2 号瑠衣都ビル                    | 会 田 良 子   |
| 株式会社 ベ に や                 | 秋田県秋田市中通一丁目 3 番 5 号キャッスルホテル<br>ズアーケード 2 階 | 栗 林 悦 子   |
| 株式会社 モ ア                   | 大阪府大阪市中央区本町四丁目 4 番 6 号カネセ第 2<br>ビル        | 伊 地 知 久 雄 |
| 株式会社 ザ・フォウルピ               | 栃木県宇都宮市江曾島本町12番 6 号                       | 田 中 操     |
| 大 沼 淳 子                    | 山形市宮町五丁目12番 9 号                           |           |
| 朝 倉 寛 明                    | 山形市桜町 4 番地 2                              |           |
| 軽 部 秀 昭                    | 寒河江市慈恩寺344番地                              |           |
| 枝 松 祐 子                    | 山形市あこや町一丁目17番50号                          |           |
| 株式会社 コアーズ                  | 宮城県仙台市太白区長町一丁目 3 番26号                     | 山 下 彰     |

( 変更後 )

| 氏名又は名称     | 住 所               | 代表者の氏名 |
|------------|-------------------|--------|
| 鈴木 瑞 旺     | 山形市七日町二丁目172番 3 号 |        |
| 株式会社 尚 美 堂 | 山形市緑町二丁目11番18号    | 逸 見 啓  |

|                            |                                     |        |
|----------------------------|-------------------------------------|--------|
| 株式会社 エーアンドシー               | 山形市西田五丁目26番1号                       | 高橋 国夫  |
| 齋 藤 裕 志                    | 山形市七日町五丁目3番2号                       |        |
| 株式会社 エイチ・オー                | 山形市小白川町五丁目25番45号                    | 伊藤 豊信  |
| 有限会社 センチュリー                | 宮城県多賀城市伝上山一丁目5番28号204               | 山田 徳雄  |
| 株式会社 タキタ                   | 山形市桜田西四丁目5番7号                       | 滝田 博   |
| 有限会社 永 富                   | 上山市小倉739番1号                         | 富永 俊作  |
| 株式会社 アトリエ瑠衣都               | 山形市七日町二丁目3番2号瑠衣都ビル                  | 会田 良子  |
| ゼキ ヒシャン                    | 山形市旅籠町一丁目2番21号メゾンフクシマ207号           |        |
| 有限会社 エロイク                  | 山形市香澄町三丁目8番38号ターミナルプラザ301号          | 吉村 ひとみ |
| 山 崎 まり子                    | 山形市大字沼木121番59号                      |        |
| 特定非営利活動法人山形県<br>デザインネットワーク | 山形市七日町二丁目7番10号                      | 大山 勝太郎 |
| 水野株式会社                     | 東京都台東区寿三丁目19番2号                     | 水野 昌一  |
| 富 塚 育 夫                    | 山形市七日町四丁目5番14号                      |        |
| 株式会社 ベ に や                 | 秋田県秋田市中通一丁目3番5号キャッスルホテル<br>ズアーケード2階 | 栗林 悦子  |
| 株式会社 モ ア                   | 大阪府大阪市中央区本町四丁目4番6号カネセ第2<br>ビル       | 伊地知 久雄 |
| 株式会社 ザ・フォウルビ               | 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号                   | 田中 操   |
| 大 沼 淳 子                    | 山形市宮町五丁目12番9号                       |        |
| 朝 倉 寛 明                    | 山形市桜町4番地2                           |        |
| 軽 部 秀 昭                    | 寒河江市慈恩寺344番地                        |        |
| 枝 松 祐 子                    | 山形市あこや町一丁目17番50号                    |        |
| 有限会社 百 花                   | 宮城県仙台市太白区長町一丁目3番26号                 | 池本 雄次  |
| 株式会社 あやめ企画                 | 山形市七日町二丁目7番10号ナナビーンズ4階B-<br>6       | 大場 義昭  |

## 4 変更年月日

平成18年9月9日

## 5 届出年月日

平成18年9月12日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年2月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年10月20日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋 樹

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 共用入札室（6階）
- (2) 日 時 平成18年11月9日（木）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）
- (2) 調達予定数量 1,185トン
- (3) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間 契約締結の翌日から平成19年3月31日まで
- (5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者であること。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速かつ確実に納入できる体制であることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8185

#### 5 入札参加資格の確認等

この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(2)及び(3)に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。

- (1) 受付期間 平成18年10月20日（金）から同月31日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係

#### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 8 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。